

| | |
|------|--|
| タイトル | J. ポーピッツの地方財政調整論とワイマール期，ナチス期のプロイセン州における地方財政調整の展開： プロイセン財政調整法と地方財政調整の制度的完成 |
| 著者 | 横山，純一； YOKOYAMA, Junichi |
| 引用 | 北海学園大学学園論集(177)： 21-37 |
| 発行日 | 2018-11-26 |

J. ポーピッツの地方財政調整論とワイマール期、ナチス期のプロイセン州における地方財政調整の展開

—— プロイセン財政調整法と地方財政調整の制度的完成 ——

横 山 純 一

1 はじめに

1929年の大恐慌はドイツ経済に深刻な打撃を与えた。そして、大恐慌以降の地方財政調整の主張では、相対的安定期のころの福祉充実や、都市基盤の整備、市営事業の拡大など旺盛な都市財政需要を背景にした主張が後景に退き、行政改革と福祉削減を強調する考え方と密接に重なり合いながら地方財政調整の主張が展開されるようになった。そして、その代表的主張者には、何をおいてもポーピッツ（Johannes Popitz）をあげることができるのである¹⁾。

ポーピッツは、ワイマール期に試みられた地方財政調整が非体系的・暫定的な性格を有していたことを認識し、これに批判を加えてきた。さらに、ナチス期にプロイセン州の大蔵大臣に就任した後は、自らの考え方をもとにしながら地方財政調整制度の抜本的改革を主導し、プロイセン財政調整法（1938年）の制定に尽力した。このプロイセン財政調整法にもとづく地方財政調整のシステムは、ほぼ当該州の徴収額にもとづいてライヒから州に分与（配分）されるライヒ譲与税とは異なっていた。それは、財政需要因子（経費測定値）と租税力因子（租税力測定値）を相互に関連づけながら算定される基準数値をもとに、財政交付金（Finanzzuweisungen）を市町村に交付する、まったく新しい地方財政調整のしくみであった²⁾。そして、プロイセン財政調整法によって、ドイツ（プロイセン）における地方財政調整は一応の制度的完成をみるに至ったのである。さらに、この制度が、戦後西ドイツの地方財政調整制度（州—市町村間）の基礎となったとされているのである³⁾。

ポーピッツは、相対的安定期に、つまりライヒ大蔵省の次官在任中に⁴⁾、実質的にドイツの財政・租税政策を主導した。そして、経済合理性を重視する姿勢を示しながら、行政改革の主張を明らかにしていた。大恐慌以降のポーピッツは、相対的安定期よりも一段と厳しい行政改革の姿勢を示しながら、恐慌によって大量の失業者が出て財政がひっ迫している状況を背景に、福祉費の削減に言及することも多くなっていった。さらに、ポーピッツは、市町村の財源保障を重視し、州独立税であった営業税などの物税を市町村独立税とする考えを示すとともに、財政交付金の新設を提案した。

ポーピッツの行政改革の主張は多岐にわたっているが、まず、大恐慌以前のポーピッツの主張のなかで、地方財政調整と密接に関連するものとして、次の2つをとりあげることしよう。1つは、ワイマール期におけるライヒ州間の地方財政調整として機能していた財政調整法35条の規定と実際の運用の問題、もう1つは、州ごとに州と市町村との間の事務事業配分が異なることによる合理性の欠如と、各州が行う同種の事務事業において、州の間で経費支出額が大幅に異なる事業があるという歳出面の問題についての主張である。

2 大恐慌以前のポーピッツの行政改革の主張

(1) 財政調整法 (Finanzausgleichsgesetz) 35条の規定と実際の運用に関する問題

財政調整法35条にもとづく制度とは、ライヒ譲与税である所得税・法人税の州への分与にあたって、州人口1人当たりの分与額が全国平均の80%に満たない場合は、ライヒが当該州の不足額を保障する(ライヒが当該州に補充分与額を支出する)というものであった(以下、80%保障措置と略す)。80%保障措置は、1920年の州税法(Landessteuergesetz)33条に盛り込まれたことから始まった。1923年に州税法を修正した財政調整法が成立したため、その35条で規定されることになったのである。80%保障措置によって補充分与額を受け取った州は(1927年度)、バイエルン、メクレンブルクシュヴェーリン、メクレンブルクシュトラーリッツ、オルデンブルク、リッペ、ヴァルデック、シャウムブルクリッペの7州であった(図表1)。バイエルン州はプロイ

図表1 財政調整法35条による補充分与額

| 州名 | 年度 | 1925 | 1926 | 1927 | 1928 | 1929 |
|-----------------|----|-------|-------|--------|--------|--------|
| バイエルン | a | | | 6,227 | 7,654 | 26,010 |
| | b | | | 0.84 | 1.04 | 3.53 |
| チューリンゲン | a | | | | | 2,065 |
| | b | | | | | 0.87 |
| メクレンブルクシュヴェーリン | a | 4,825 | 3,754 | 4,758 | 5,154 | 5,846 |
| | b | 7.16 | 5.57 | 6.80 | 7.65 | 8.70 |
| オルデンブルク | a | | | 2,049 | 2,541 | 3,858 |
| | b | | | 3.76 | 4.66 | 7.10 |
| アンハルト | a | 164 | 402 | | | |
| | b | 0.47 | 1.14 | | | |
| リッペ | a | 1,395 | 1,137 | 1,238 | 1,201 | 1,364 |
| | b | 8.52 | 6.95 | 7.53 | 7.34 | 8.33 |
| メクレンブルクシュトラーリッツ | a | 658 | 524 | 909 | 778 | 747 |
| | b | 5.97 | 4.75 | 8.24 | 7.06 | 6.78 |
| ヴァルデック | a | 393 | 305 | 695 | 297 | 376 |
| | b | 7.06 | 5.46 | 12.46 | 5.32 | 6.72 |
| シャウムブルクリッペ | a | 223 | 168 | 271 | 336 | 418 |
| | b | 4.64 | 3.50 | 5.64 | 6.99 | 8.72 |
| 計 | a | 7,658 | 6,290 | 16,147 | 17,961 | 40,684 |

(注1) aは補充分与額の総額(千マルク)。

(注2) bは1人当たり補充分与額(マルク)。

[出所] Arndt Jessen, Der deutsche Finanzausgleich in Theorie und Praxis, in Vierteljahresschrift für Steuer- und Finanzrecht, 1932, S. 696

セン州に次いで大きな州であったが、それ以外の州は小規模な州もしくは中規模な州で、しかも、ヴァルデック、リッペ、シャウムブルクリッペ、メクレンブルクシュトレーリッツの4州は最も小規模な州であった。プロイセン州の人口が3,812万人だったのに対して、シャウムブルクリッペ州は4万8,000人、ヴァルデック州は5万5,000人にすぎなかったのである（図表2）。

制度がスタートした当初は明らかに小規模な州の財政救済が目的であり、実際、このような80%保障措置はヴァルデック州、リッペ州、シャウムブルクリッペ州、2つのメクレンブルク州が対象になっていた⁵⁾。しかし、図表1から判断できるように、1927年度からバイエルン州がはじめて補充分与額の対象州となるなど、次第に規模の大きな州や中規模な州にも補充分与額が及ぶようになった。当然、ライヒの支出額が増大し、1929年度の補充分与額は4,068万マルクとなり、1925年度の補充分与額（765万マルク）の5.3倍になった。そして、1929年度の補充分与額（4,068万マルク）のうち、バイエルン州が約63%の2,601万マルクを受け取っていたのである。

小規模州では当該州の分与額の3分の1を補充分与額が占めている州もあった⁶⁾。さらに、図表3により各州の学校教育費、福祉費の1人当たり経費支出額（州と市町村の合計額）を1927年

図表2 各州の人口 (人)

| | 人口数 |
|-----------------|------------|
| プロイセン | 38,120,173 |
| バイエルン | 7,379,594 |
| ザクセン | 4,992,320 |
| ヴェルテンベルク | 2,580,235 |
| バーデン | 2,312,462 |
| チューリンゲン | 1,609,300 |
| ヘッセン | 1,347,279 |
| メクレンブルクシュヴェーリン | 674,045 |
| オルデンプルク | 545,172 |
| ブラウンシュヴァイク | 501,875 |
| アンハルト | 351,045 |
| リッペ | 163,048 |
| メクレンブルクシュトレーリッツ | 110,269 |
| ヴァルデック | 55,816 |
| シャウムブルクリッペ | 48,046 |
| ハンブルク | 1,152,523 |
| ブレーメン | 338,846 |
| リューベック | 127,971 |
| 計 | 62,410,619 |

(注1) 1925年6月16日現在の人口数。

(注2) ハンブルク、ブレーメン、リューベックはハンザ都市。

[出所] Statistisches Reichsamt, Die Ausgaben und Einnahmen der öffentlichen Verwaltung im Deutschen Reich, Einzelschriften zur Statistik des Deutschen Reichs, Nr. 10, 1930, S. 6.

図表3 各州の1人当り学校教育費、福祉費 (1927年度、マルク)

| | 学校教育費 | | | 福祉費 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 州 | 市町村 | 計 | 州 | 市町村 | 計 |
| プロイセン | 14.12 | 21.60 | 35.72 | 2.88 | 32.10 | 34.98 |
| バイエルン | 22.17 | 8.18 | 30.35 | 2.41 | 22.72 | 25.13 |
| ザクセン | 21.02 | 18.41 | 39.43 | 9.03 | 32.05 | 41.08 |
| ヴェルテンベルク | 15.68 | 17.43 | 33.11 | 5.60 | 21.88 | 27.48 |
| バーデン | 26.53 | 13.39 | 39.92 | 8.34 | 25.32 | 33.66 |
| チューリンゲン | 21.52 | 13.95 | 35.47 | 7.95 | 16.03 | 23.98 |
| ヘッセン | 26.89 | 9.29 | 36.18 | 8.90 | 26.27 | 35.17 |
| メクレンブルクシュヴェーリン | 26.38 | 8.11 | 34.49 | 11.88 | 18.16 | 30.04 |
| オルデンブルク | 13.60 | 21.74 | 35.34 | 4.28 | 16.75 | 21.03 |
| ブラウンシュヴァイク | 28.86 | 9.45 | 38.31 | 11.68 | 17.90 | 29.58 |
| アンハルト | 28.02 | 7.69 | 35.71 | 3.18 | 26.09 | 29.27 |
| リッペ | 23.35 | 3.78 | 27.13 | 7.99 | 10.06 | 18.05 |
| メクレンブルクシュトレリッツ | 29.26 | 6.61 | 35.87 | 9.20 | 13.82 | 23.02 |
| シャウムブルクリッペ | 18.50 | 11.45 | 29.95 | 2.41 | 13.78 | 16.19 |
| 合計 | 17.07 | 18.33 | 35.40 | 4.13 | 29.16 | 33.29 |

(注1) プロイセン州にはヴァルデック州の州・市町村分をふくむ。

(注2) バイエルン州にはザール地域がふくまれない。

【出所】 Statistisches Reichsamt, Der Finanzausgleich im Deutschen Reich, Teil 2, Einzelschriften zur Statistik des Deutschen Reichs, Nr. 17, 1931, S. 134-135, S. 156-157.

度についてみるならば、小規模州（とくにリッペ州、シャウムブルクリッペ州）が低いことがわかる。リッペ州とシャウムブルクリッペ州では、1人当たりの福祉費がライヒ平均の半分にすぎなかったのである。このような小規模州では80%保障措置があっても地方行政のナショナルミニマムの達成が難しかったといえ、80%保障措置がなければ、このような小規模州の存立自体が危うかったらと推測されるのである。

このような80%保障措置について、ヘンゼルは「とくに片づけられなければならない過去の財政調整の時期の残骸」⁷⁾と評し、80%保障措置の恩恵を受けている州を除けば、80%保障措置に多くの州は疑問を抱いていると述べている⁸⁾。また、イエッセンも小州廃止を示唆したのち、80%保障措置による補充額の算定は、形式的にも内容的にも根本的な再検討が必要であると主張している⁹⁾。

では、ポーピッツは、80%保障措置をどのように考えていたのだろうか。ポーピッツの考えは、次のようにまとめることができる¹⁰⁾。

(ア) 80%保障措置は制定時の目的であった小規模州の保護のために、今日使用されるべきではない。というのは、財政力が高くなく財政状況が良好ではないにもかかわらず、80%をわずかに上回っているために80%保障措置をぎりぎりのところで受けることができない州があるという矛盾が存在するからである¹¹⁾。

- (イ) 小規模州では、今日、住民がプロイセン州に統合されることを望む傾向がある。したがって、ヴァルデック州やシャウムブルクリッペ州などの最小規模の州の消失傾向を押しとどめようとするのは合目的的ではない¹²⁾。
- (ウ) まったくの農業州であり、州経済の著しい困窮により担税力が落ち込んでいる2つのメクレンブルク、つまり、メクレンブルクシュヴェーリン州とメクレンブルクシュトレーリッツ州の場合、ヴァルデック州やリッペ州とは異なる対応が必要である。2つのメクレンブルク州については80%保障措置は依然として重要である。
- (エ) 80%保障措置はライヒの予算計画を困難にする。なぜなら、ライヒは予算計画に際して、州がどの程度補充分与額を受け取る資格を与えられるのか、また、そのことにより翌年度のライヒ予算（補充分与額）が、どの程度の規模になるのかを見通すことができないからである。さらに、州のほうも、補充分与額を受け取る対象となるのか否か、あらかじめ見通すことはできないのである。

以上から、ポーピッツは、ライヒ予算の見通しが立ちづらいことや、財政力が高くないにもかかわらず80%保障措置が受けられない州があるなどの80%保障措置の問題点を指摘し、小州の廃止・整理を行ったうえで財政力の弱い大規模州、中規模州について配慮しようとしたのである。

さらに、ポーピッツの別の著作¹³⁾を検討すると、上記のような考え方がいっそう鮮明になる。すなわち「ヴァルデック州やリッペ州をふくめた連邦主義は存在しないと考える。他方、ライヒは、その歴史上の構造とドイツ共和国の国民経済的統合にとって不可欠な構成員であり、固有の機関として保持するに値する根本的に能力のある州を見捨てることは許されない¹⁴⁾、と述べているのである。つまり、ポーピッツは、ヴァルデック州やシャウムブルクリッペ州などの小規模州の現実の統合の動きをにらみながら、貧困な小規模州を80%保障措置の対象にふくめようとしていない。その一方で、反ライヒ政府の色彩が濃く、強固な州権主義に立つバイエルン州をふくめて¹⁵⁾、貧困ではあるが小規模州ではない諸州を地方財政調整で維持していこうと考えていたのである。

(2) 支的側面の重視

ポーピッツは、地方財政調整を考える場合、収入の側面だけではなく支的側面を重視しなければならないと一貫して主張していた。つまり、ポーピッツは、州の行政機関が毅然たる儉約を行い、不必要な支出を行わないという支的側面の顧慮が前提されてはじめてライヒ譲与税が有用になるとしたのである¹⁶⁾。そして、州立裁判所を例に出し、州立裁判所については全国平均で人口40万人につき1つの州立裁判所があるのに対し、南ドイツでは全国平均を下回る州があるとし、また、小規模州のなかには人口4.8万人に1つの割合で州立裁判所があるとして¹⁷⁾、州ごとの財政コストの相違を論じたのである。そして、整理・合理化が進んでいなかった諸州を批判したのである。各州の間で州と市町村の役割分担や事務事業配分が異なっていることから、当然

のことながら、各州のそれぞれの経費における1人当たり経費支出額が異なってくる。さらに、上記のような国立裁判所の例にみられるように、同一事業や同種の事業を行っても州の間で事業費の支出額が異なることが起こってしまうのである。地方財政調整においては、どうしても歳入面に目を向けがちになるが、支出的側面を十分に斟酌することなしに歳入面だけを検討するのは問題である、とポーピッツは考えていたのである。

3 ポーピッツの大恐慌以降のさらなる行政改革の主張と福祉削減、市町村重視の主張

以上、ポーピッツの行政改革の主張についてみてきたが、大蔵次官辞任後には行政改革の主張にいっそう磨きかけられた。大蔵次官在任中においては、あくまで現行のライヒ—州—市町村という政府間財政関係を所与の前提としながら主張が展開されていたが、大蔵次官辞任後は福祉削減の主張が目立つようになるとともに、市町村への財源保障を力説するなど市町村重視の傾向が強まった。そして、それがポーピッツの行政改革論の支柱になっていたことが注目されなければならない。

そこで、1930年にポーピッツが資本家団体（ドイツ工業連盟）に対して行った講演集『財政調整とライヒ・州・市町村の財政状態に対するその意義』（1930年の講演）¹⁸⁾をとりあげ、また、必要な場合には1932年に出版されたポーピッツの意見書『将来におけるライヒ、州、市町村間の財政調整』¹⁹⁾をもとりあげて、ポーピッツの主張を検討することにしよう。『将来におけるライヒ、州、市町村間の財政調整』（ポーピッツの意見書）は、プロイセン財政調整法につながるポーピッツの考え方を体系的に示すものであった。さらに、1930年の講演は、ポーピッツの意見書の基礎をかたちづかったものということができた。そして、この2冊に、ポーピッツの行政改革と福祉削減、市町村重視の主張が明確に展開されていたのである。

ポーピッツは講演のなかで、次の6項目を中心にライヒによる統一的な規定と統制、監督の必要性を力説した²⁰⁾。すなわち、

- ア 経済性と儉約性にもとづき、あらゆる構成団体に有効な一般的な予算原則の確立。
 - イ ライヒによる統一的な公務員給与原則の確立。その場合、市町村で働く公務員の給与は、一般的には国家公務員よりも低くなければならない。
 - ウ 予算の形式、予算の実施時期、予算の編成など予算制度にかかわる統一的な原則の必要性。
 - エ 地方債の発行に関する許認可制度の必要性。
 - オ 地方公営企業の制限。地方公営企業については、典型的経営（電気、ガス、水道、Sparkasseなど）に限定されるべきであり、それ以外の地方公営企業については民間企業との競合が目立つので、監督機関による許認可が必要である。
 - カ 市町村税とその税率については、州法ではなくライヒ法による規定が必要。
- 上記の6つの問題の多くは、いずれもワイマール期にそのありかたをめぐって、資本家団体、

労働団体、大都市革新自治体、都市会議などの間で利害が錯綜し、激しい議論がまきおこっていた問題であった。そして、一言で言えば、ポーピッツの主張はワイマール期の革新自治体の運動と成果に対する明確な批判であり、基本的には資本家団体の要求に親和的なものであったということができらるだろうと思われる。つまり、ワイマール期（相対的安定期）において、資本家団体は、一部の都市の財政運営を儉約や緊縮財政とは程遠いものと批判していた。また、大都市公務員給与の相対的高さ、大都市財政の地方債とくに地方外債への大幅な依存、大都市を中心とするさまざまな地方公営企業の民間企業との競合などについて、厳しい批判を行っていた²¹⁾。実際、都市自治体のなかには、地方公営企業として製粉工場やパン工場などを運営するケースもあったのである。ポーピッツの主張は、基本的には、このような資本家団体の主張に親和的な行政改革の主張であったといつてよいだろう。

さらに、ポーピッツは、このような行政改革の主張の延長上で、公的扶助とくに一般扶助について次のように述べている。つまり、一般扶助については、扶助の基準額を定めるのに適しているのはライヒ労働省ではなく日常的に個別的对象（受給者）と接している地域の機関である。都市をはじめとした地域の機関が自由にかつ独自に扶助基準額を決定することを通じて、一般扶助制度はより儉約的かつより実際に施行されうるから、これについてはライヒの側の統制を排除して地方分権を推し進める必要がある、という主張を行ったのである²²⁾。いうまでもなく、これは公的扶助費の削減、つまり福祉の削減と見直しを図るためであった。

このようなポーピッツの福祉削減の主張の背景には、大恐慌による失業者の急増があった。相対的安定期においては、一般扶助制度の受給者のうち失業者の割合はそれほど多くはなく、また、全体としても一般扶助受給者数はそう多くはなかった²³⁾。しかし、1930年代に入ってから一般扶助受給者数は急増した。そして、急増した一般扶助受給者の大部分を占めていたのが大恐慌の打撃を受けた失業者であった。保険による救済が期間に限定があり、保険救済の期間を過ぎた失業者が大量に市町村の一般扶助に流れ込んできたのである²⁴⁾。市町村の少なからぬ部分は一般扶助受給者への負担で厳しい財政状況に追い込まれていた。もはや、福祉拡充＝基盤的所得保障の枠を超えた福祉の時代ではなくなっていたことはもちろんのこと、基盤的所得保障さえも危うくなっていたのである。そして、このような事情を踏まえて、ポーピッツは、先にみた行政改革の主張の延長上に、福祉削減を図るために一般扶助に関して市町村の権限と機能の強化、地方分権を主張したのである。

4 ポーピッツの市町村財政重視と市町村の財源保障の主張

このようなポーピッツの主張のなかで、市町村の財源問題はどのように位置づけられていたのだろうか。次に、この点について述べてみよう。

ポーピッツの主張をみていく時、大恐慌以前に比べて大恐慌以降には、市町村財政を重視するようになったことが特徴として見いだせる。ポーピッツは『将来におけるライヒ、州、市町村間

の財政調整』のなかで、政府間財政関係は従来のような(相対的安定期のように)「上から」ではなく、「下から」つまり市町村の財源保障を基軸として展開すべきであることを強調したのである²⁵⁾。そして、ポーピッツは州について言及することを極力ひかえる一方で、市町村についてはライヒとの直接的関係を取りむすんでいくように考えたのである。

すでに述べたように、ワイマール期の政府間財政関係はライヒ—州間の財政関係が基軸であり、そのもとで最重要な租税であったライヒ譲与税は、まず、ライヒから州へ配分され、そのうえで基本的には各州の州法により、州ごとの方針にもとづいて市町村に配分される形式をとっていた。したがって、配分率、配分基準などは州ごとに異なっていた。そして、このことは州財政の都合によって市町村への配分額が左右されることを意味しており、ライヒ譲与税は市町村財政にとって十分機能したとはいえなかったのである。このことは、1925年度と1931年度のライヒ譲与税収入額と経費支出額のライヒ・州・市町村の配分比を示した図表4をみてみると、よく理解できる。1931年度は大恐慌による財政危機への対策がまだ十分に行われていなかった年度で、その意味ではワイマール期の最後の年度といってもよかった。1925年度に比べて1931年度においては州の経費支出額は横ばいであったが、市町村の経費支出額が大きく伸長した。1931年度には、ライヒ譲与税収入額は州と市町村の双方ともに低下したが、州が自らの財政のためにライヒ譲与税収入額の確保に動いたため、州よりも市町村のライヒ譲与税収入額の低下が目立ったのである。しかも、第1次大戦前には市町村税であった物税(地租、家屋税、営業税)は、ワイマール期には州税になってしまっていたから²⁶⁾、市町村財政の困窮がいつそう進んだのである。

プロイセン州では相対的保証制度や²⁷⁾、売上税の市町村への配分基準に修正人口数が用いられ

図表4 ライヒ譲与税と経費支出のライヒ・州・市町村の配分比

(1925年度, 1931年度, 百万マルク)

| | ライヒ譲与税 | | | | | 経費支出 | | | |
|-----|--------|-------|--------|-------|----------------|------------------|---------------|------------------|----------------|
| | 1925年度 | | 1931年度 | | | 1925年度 | | 1931年度 | |
| | 総額 | % | 総額 | % | | 総額 | % | 総額 | % |
| ライヒ | 1,697 | 39.1 | 2,056 | 47.7 | ライヒ (うち福祉費) | 4,806 (453) | 40.9 (3.8) | 6,463 (1,669) | 45.0 (11.6) |
| 州 | 1,269 | 29.2 | 1,129 | 26.2 | 州 (うち福祉費) | 2,733 (292) | 23.3 (2.4) | 2,717 (136) | 18.9 (0.9) |
| 市町村 | 1,244 | 28.6 | 1,009 | 23.4 | 市町村 (うち福祉費) | 3,876 (1,090) | 33.0 (9.2) | 4,782 (2,006) | 33.3 (13.9) |
| 合計 | 4,337 | 100.0 | 4,303 | 100.0 | 合計 | 11,728 | 100.0 | 14,358 | 100.0 |

(注1) ドイツ全体での州、市町村の実績である。

(注2) ライヒ、州、市町村のライヒ譲与税収入のほか、ハンザ都市のライヒ譲与税収入があるが、図表にはハンザ都市分はふくまれていない。

(注3) ライヒ、州、市町村の経費支出額のほか、ハンザ都市の経費支出額があるが、図表にはハンザ都市分はふくまれていない。

(注4) 経費支出は経費純計(Zuschußbedarf)。経費純計とは公共団体間の支出・収入を除いた経費の合計。

【出所】 Mabel Newcomer, Central and local Finance in Germany and England, S. 350-351, S. 358-360. Statistisches Reichsamt, Der Finanzausgleich im Deutschen Reich, Teil 1, Einzelschriften zur Statistik des Deutschen Reichs, Nr. 16, 1931, S. 28-31.

たことなど²⁸⁾、州—市町村間の多様な地方財政調整のしくみがとられていた。しかし、筆者が述べたように²⁹⁾、相対的保証制度には課題が山積していた。また、売上税の分与にあたって用いられた修正人口数（割増人口数）は、人口が多い市町村では人口が少ない市町村よりも1人当たりの分与額が多くなるしくみであった。修正人口数は人口が多い市町村ほど1人当たりの経費支出額が増加するという考えにもとづいていたが、正確な財政需要を図るには程遠いものであったし、人口が少ない市町村の経費支出が少ないのは貧弱な財政力による歳入面の問題が強く働いていた場合も少なくない。したがって、このような地方財政調整のしくみは、抜本的・体系的なものとはいえず、市町村には不満が鬱積したのである。

このような状況のなかで、ポーピッツは、これまでの政府間財政関係を前提としてではなく、市町村の財源保障を基軸にして政府間財政関係を新しく構築しようと考えようになったのである。そして、このようなポーピッツの考え方の転換は、政府間財政関係に関する著名な研究者であるヘンゼルが「あらゆる価値の変更」と評したように、当時、大変な驚きをもってむかえられたのである³⁰⁾。

さらに、このようなポーピッツの考え方は、1930年の講演³¹⁾のなかでも見出すことができる。ポーピッツは市町村財政の重要性を訴え、すでにこの時点で市町村財政に関し、粗削りだが、その後のポーピッツの着想や政策の方向性を示すような考え方を明らかにしていたのである。すなわち、ポーピッツは、市町村が活発に活動するためにはこれまで小さな財源しか保障されていなかったとし、市町村の財源保障を主張して次のことを提起したのである³²⁾。つまり、

- (ア) ライヒ譲与税システムで市町村が受け取る分与額は、市町村が必要な活動の自由を得るには小さすぎる。
- (イ) 可動的財源を市町村が所有することが重要である。可動的財源の中心となるのは地租、営業税等の物税である。
- (ウ) 市町村への所得税付加税権の賦与は認められない。というのは、所得税はその高度な累進性のゆえに付加税には適さないからである。地域間の財政力・経済力の格差が考慮されなければならないのであり、経済力や財政力が弱い市町村では所得税納税者が少なく、したがって所得税付加税からの税収も少ないのである。また、工業市町村では、旺盛な財政需要のために付加税が酷使され、付加税率がかなり高くなってしまおう。
- (エ) 地方財政調整を抜きにした政府間財政関係の新たな構築は不可能である。そして、基本的に地域的担税力（徴収額）に応じて配分される現在のライヒ譲与税のシステムでは、市町村財政の問題を解決することができない。地方財政調整の課題は、財政力の強い市町村の担税力を十分に利用しつくすことができるのか否かである。地方財政調整では、財政力の強い市町村が自らの税収を無制限に浪費しないことにより、財政力の弱い市町村への財政支援を行うことができるということが重要なのである。
- (オ) 地方財政調整は、営業税など物税をはじめとした可動的財源の確保とむすびつかなければ

ならない。

そして、ポーピッツは、ライヒ譲与税を廃止し、物税独立税を市町村税とするとともに、地方財政調整を目的とした財政交付金をつくることを提案したのである。

5 ポーピッツの地方財政調整を目的とした財政交付金の提案とその具体的な算定方法³³⁾

ポーピッツが1930年の講演で行った地方財政調整を目的とした財政交付金の提案は、粗削りだが、その後のポーピッツの考え方の方向性を指し示すものとして注目される。そこで、ポーピッツが提案した財政交付金について、やや詳しくみていくことにしよう。

ポーピッツは、ライヒから市町村に交付される財政交付金の金額を次のように試算した。つまり、市町村の総財政需要額 (Gesamt Zuschußbedarf)³⁴⁾ と総租税収入額を計算し、総財政需要額が総租税収入額によってどの程度カバーされているのかを考察し、カバーされていない金額分について、市町村に財政交付金と特定補助金を交付することを考案した。

具体的には、市町村の総財政需要額を、1926年度 (43億マルク)、1927年度 (47億マルク)、1928年度 (51億マルク) の実績をふまえて54億マルクと設定した。そして、ポーピッツは、この54億マルクのうち、可動的財源で50%がカバーされるべきと考えた。可動的財源の中軸は物税で、市町村の総財政需要額の24%をカバーするものとして物税収入を13億マルクと見込んだ。これまで物税は、州税付加税の形をとりながら市町村の総財政需要額の30%をカバーしていた。しかし、実際には、物税の過重負担が大きな問題になっていることを斟酌し、ポーピッツは税率引き下げが必要だとして、物税が市町村の総財政需要額をカバーする割合を24% (13億マルク) にとどめたのである。さらに、土地取得税、自動車税、財産税、土地増価税の合計額 (付加税をふくめて) が約6.5億マルク、これに飲料税の収入額 (約1.5億マルク) を合計して約8億マルクになり、これらの諸税収入が市町村の総財政需要額の15%をカバーすると見込んだ。また、総租税収入額には人税も加わるように配慮し、公民税が約2億マルクと計算された。そして、公民税に家賃税 (約4億マルク) を加えた金額 (6億マルク) が市町村の総財政需要額の11%をカバーできるものと計算した。ポーピッツは、このようにして、租税収入額が約27億マルクになるとし、これが市町村の総財政需要額の50%をカバーできると考えたのである。

さらに、上記の租税収入だけにとどまらなかった。家賃税収入が先の4億マルクのほかに新たに4億マルクを見込むことができ、これに貸家税をふくめて市町村の総財政需要額の8%をカバーできるとした。これに加えて、市町村の事業収入による剰余額のうち一般会計繰り入れ分が8億マルク見込めるとし、この分で市町村の総財政需要額の15%をカバーできると計算した。そして、租税収入 (市町村の公営事業収入による剰余額をふくむ) は全部で39億マルクと見込むことができた。そこで、54億マルクから39億マルクを差し引いた15億マルク、つまり、市町村の総財政需要額の27%にあたる金額が、ライヒから市町村に交付される金額であるとしたのであ

る。そして、ライヒから各市町村への交付の際には、これまでのライヒ譲与税ではなく、地方財政調整を目的とした一般財源である財政交付金（一般交付金）と、これまで用いられてきた義務教育、道路、警察などの特定補助金が市町村に交付されるように、ポーピッツは考案したのである。このうち、メインとなるのは、いうまでもなく地方財政調整を目的とした一般財源である財政交付金であった。

そして、財政交付金は、財政力の弱い市町村ほど租税収入が当該市町村の財政需要を満たす割合が少ないため、地方財政調整的に交付されることになる。さらに、ポーピッツは義務教育、道路、警察などの特定補助金についても、事業費の一定割合を補助するというだけでなく、当該市町村の租税収入がどの程度義務教育や道路の整備・維持等の需要をカバーできるのか、という観点を重視する必要があると考えたのである。

このようなポーピッツの提案に対しては、大都市や政党などから批判や反対が相次いだ。これまで行われてきた市町村の自治行政活動を否定して根本から破壊することになる、市町村の自由な活動を官僚が縛ってしまうことになる、といった批判や反対が続出したのである。このような批判や反対意見に対し、ポーピッツは、徴収額にもとづいて基本的に市町村に配分されてきた、これまでのライヒ譲与税システムのもとで多くの市町村が実質的に活動の自由を奪われてきたと反駁した。さらに、恣意的・政治的に流れることなく、客観的、自動的な交付システムが構築されなければならないことを強調し、これまでのライヒ譲与税システムのもとで行われてきたいくつかの地方財政調整の試みの問題点を指摘したのである。そして、財政交付金については、財政力の弱い市町村ほど租税収入が少ないために、当該市町村の財政需要を満たす割合が低くなるので地方財政調整的に交付されることになる。また、義務教育、道路、警察などの特定補助金についても、当該市町村の租税収入が、例えば、どの程度義務教育の財政需要額を満たすのかという観点から交付が行われるべきであるとしたのである。

ただし、このようなポーピッツの提案はあくまで提案以上に出るものではなかった。ポーピッツの提案では、もっぱら市町村財政と市町村財源のことが語られ、州や州財政の問題は極力避けられていたことが留意されなければならないのである。そして、この点は、『将来におけるライヒ、州、市町村間の財政調整』においても同様だった。つまり、ライヒから市町村への財政交付金の交付の際の中間駅として州がこれまで通り機能すべきなのか、それともまったく州が排斥されるべきなのかという問題に、ポーピッツは入り込むことを避けていたのである³⁵⁾。

6 市町村の果たす役割の見直しと市町村の再編

さらに、ポーピッツの市町村重視論においては、現状の市町村の果たす役割の見直しをふくんでいた点についても注意が向けられなければならない。つまり、ポーピッツは、郡（Landkreis）から独立している大都市・中都市をのぞくと、今日のドイツでは地方自治体として機能するには、あまりにも小規模な市町村が多いとし、郡所属の市町村を大都市・中都市と同等に位置づけるこ

図表5 プロイセン州の市町村数

| | 2,000人以下 の市町村 | 2,000人超 2万5,000人以下 の市町村 | 2万5,000人超 10万人以下 の市町村 | 10万人超 の市町村 | 合計 |
|---------------------|------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------|--------|
| 市町村数 | 40,820 | 1,794 | 109 | 29 | 42,752 |
| プロイセン州全人口に 占める割合 | 33.8% | 24.8% | 12.3% | 29.1% | 100.0% |

(注1) 1926年3月31日現在の数値。

(注2) 市町村には領地管区 (Gutsbezirk) をふくむ。

[出所] Statistisches Reichsamt, Die Ausgaben und Einnahmen der öffentlichen Verwaltung im Deutschen Reich, Einzelschriften zur Statistik des Deutschen Reichs, Nr. 10, 1930, S. 6.

とをしなかった。郡の数を減らすなかで郡の役割を強化し、郡所属の市町村の果たす役割の多くを郡 (Landkreis) に任せ、郡が大都市や中都市と並んで実質的な地方自治体の役割を担うように構想したのである³⁶⁾。さらに、『将来におけるライヒ、州、市町村間の財政調整』のなかで、郡の役割の強化に相応するように、郡長 (Landrat) の選任方法や在職年限について、ポーピッツは新しい提案を行ったのである³⁷⁾。

実際、プロイセン州には4万2,752の市町村 (領地管区を含む) が存在し、このうち人口2,000人以下の市町村数は4万820を数えた (図表5)。このような状況のなかで、ポーピッツは、自治行政を行うための受け皿となる市町村は一定の行政能力・財政能力を備えていなければならず、そのためには小規模な郡所属の市町村では、その任に耐えられないとして郡の役割を強調したのである。ポーピッツのいくつかの著作をみるかぎりでは、ポーピッツは自治体合併には積極的ではなかったように思われる。都市では合併が進んでいたが³⁸⁾、町村 (Landgemeinde) は自治体合併に消極的であり、工業化が進んだ地域や大都市近隣地域を除けば自治体合併は進捗しなかった³⁹⁾。したがって、ポーピッツは行財政の効率化の観点から広域化対応の必要性を考えていたといえるのである。

7 市町村重視と密接に関連する集権主義

ポーピッツがプロイセンの大蔵大臣になって行った改革によってプロイセン財政調整法が成立し、地方財政調整が一応の制度的完成をみるに至った。さらに、第1次大戦後、市町村は物税を州に奪われ、州の物税付加税を徴収することに甘んじていたが、1936年にポーピッツが物税改革を行ったことで市町村に物税 (物税の独立税) が賦与されることになった。そして、このような物税改革によって、州の弱体化と市町村の相対的強化が実現した。また、市町村への所得税付加税権は採用されなかった。そこで、ほぼここに、ポーピッツが1930年の講演と『将来におけるライヒ、州、市町村間の財政調整』において構想していたしくみができあがったといえるのである。

さらに、ポーピッツの構想においては、財政力因子 (租税力因子) と財政需要因子を相互に関連づけながら算定される基準数値をもとに市町村に財政交付金が交付されるという、プロイセン

財政調整法の根幹部分の萌芽を見出すことができるのである。

ポーピッツの着想の独自性は、ライヒに対し州と市町村を同一のものとしてあつかった1920年の州税法以来のシステムを否定し、ライヒ（と州）を1つの国家としてあつかい、これと市町村を対置させたことにある。つまり、これまでのような（1920年の州税法以来の）ライヒ—州・市町村という関係としてとらえるのではなく、まったく新しくライヒ・（州）—市町村という関係として把握したのである。そして、市町村の財源保障を基軸に政府間財政関係を新しく構築する着想を示したのであるが、これには必然的に州の弱体化がともなっていた。ディークマン（Hildemarie Dieckmann）によれば、このようなポーピッツの考え方は、当時、分権的単一国家（Dezentralisierten Einheitstaat）と表現されており、市町村や郡の有力指導者、分権的単一国家の信奉者から強い支持を得ていたのである⁴⁰。

さらに、ポーピッツは、ワイマール期には国家の意思形成の分断・亀裂が生じているとし、その主たる原因に政党政治、大衆民主主義を挙げた⁴¹。そして、このことが儉約的、合理的、客観的な行政運営を妨げ、財政に多大な要求を行い、その結果財政の困窮をもたらしてしまう、としたのである⁴²。それは、福祉充実や市営事業に熱心にとりくんだ大都市への批判をふくんでいたことは明らかであった。

また、国家の意思形成の分断・亀裂の原因として、州が強い権限を有していることもあげた⁴³。市町村はライヒの統一した監督を受けているのではなく、多くの場合、州の監督に服しているものであり、このことが財政・行政上の種々の弊害発生の原因となっているとしたのである。そして、ポーピッツはライヒによる統一した監督の重要性を主張したのである⁴⁴。なるほど、『将来におけるライヒ、州、市町村間の財政調整』のなかでポーピッツは極力州の問題について触れることは避けていたけれども、実際にライヒと市町村の直接的なむすびつきを強めるためには、州や政党の役割を大幅に低下させるしかなかった。そして、それには大きな強制力（権力）がともなわなければ到底実行できるものではなかったのである⁴⁵。

そこで、ポーピッツの市町村重視論は、次のようにまとめることができるだろう。つまり、ポーピッツにあっては、市町村自治とは市町村についての秩序だった財務行政と国家全体のメカニズムへの市町村の編入を意味していた。そして、ライヒ権限の強化と州権限の大幅な縮減による単一国家化を推し進めるなかで、市町村自治が考えられていたのである。「下から」、つまり、市町村の財源保障を軸として政府間財政関係を形成するというポーピッツの主張には単一国家の推進という前提があったのであり、政府間財政関係はライヒと市町村の問題として論じられていたのである。したがって、ポーピッツは「市町村財政調整の創造者」と評価されているけれども⁴⁶、そのことをもってポーピッツを地方自治の擁護者として単純に評価することができないのは明らかであろう。ポーピッツは集権主義者として理解されなければならないのである。したがって、ベンティンが述べるように⁴⁷、ポーピッツにあっては中央集権と地方自治は相互補完関係にあったのであり、単一的な国家の指導を求めるポーピッツの主張は単調な中央集権を決して意味するも

のではなく、強力な中央集権国家が市町村自治の重視を、したがってまた、地方分権を必要としたものであったのである。それこそが、分権的単一国家と表現されるものの内実であったのである。

8 むすびにかえて

ドイツの諸都市は大恐慌による打撃を受け、失業者が急増して財政難に陥った。なかには、予算を組むことができない都市さえも存在した⁴⁸⁾。そして、都市は、州を介さずにライヒとの直接的な関係を求めて、ナチスの「州の清算」という地方団体の再編成に組み込まれていく。

このようなナチスの地方団体の再編成に果たしたポーピッツの影響力は相当に大きかったというべきであろう。ポーピッツはヒトラー政権下でプロイセン大蔵大臣に就任し、自らの案を実践する大きな機会を得た。行政改革と福祉削減、市町村の財源保障を推進したポーピッツではあるが、ヘルツフェルトの次の指摘は重要である。つまり、「プロイセンの大蔵大臣であったポーピッツのような賢い男は、ただ単に地方自治の敵対者としてばかりみならずすることはできない。むしろ、地方自治には固有の財源が不可欠であることを強く理解する者であった」⁴⁹⁾。筆者は「州の清算」を軸にしたナチスの地方団体の再編成を、ただ強権的なものとしてのみ把握するわけにはいかないと考えるが、これにはこのようなポーピッツの存在と役割が大きかったことがあげられるだろう。

さらに、19世紀の80年代から議論がなされ、19世紀末に教育補助金（義務教育補助金）に地方財政調整が加味されたところから制度が始まったドイツ（プロイセン）の地方財政調整は、ワイマル期においてもさまざまな試みがなされたが、地方財政調整は州—市町村レベルでは各州ごとの相異こそあるものの、総じていくつかの部分的修正にとどまった。要は、非体系的、暫定的な地方財政調整に終始したということができるのである。そして、1938年にポーピッツの手によって、地方財政調整は一応の制度的完成をみるに至ったのである。ポーピッツ自身はヒトラー暗殺計画に加わり最終的にはヒトラーに処刑（死刑）されたが、ナチス期（1938年）にできあがった地方財政調整制度は、戦後西ドイツの州—市町村間の地方財政調整に引き継がれることになった。それだけポーピッツの役割が大きかったということができるのである。

ドイツでは19世紀末からずっと地方税負担の地域的不均衡問題が地方財政において大きな問題となり続け、これを是正しようとさまざまな地方財政調整の試みがなされてきた。ドイツでは世界で最も重工業が発達した。それゆえに、地域間の経済力格差が拡大し、自治体間の財政力格差も大きくなった。このことが、第1次大戦前において、一般財源を自治体に交付する包括的・体系的な地方財政調整を構想したバトッキー提案（1912年）につながった⁵⁰⁾。さらに、第1次大戦前の、あるいはワイマル期、ナチス期の各々の行政システムや政治体制、経済の状況には著しい相異があったにもかかわらず、19世紀末からナチス期に至るまで脈々と流れる地方財政調整を必要とする論理（自治体間の財政力格差を是正しようとする論理）が、地方財政調整の一応の

制度的完成（1938年のプロイセン財政調整法）に向かわせたものと考えられるのである。したがって、ドイツの地方財政調整制度を、単にナチス政権の産物とか戦争の産物にすぎないものにとらえることはできない。なるほど第2次大戦後の西ドイツはナチス期の反省を踏まえ、州の役割を重んじた連邦主義国家として再び歩み出したけれども、地方財政調整制度については第2次大戦時にできあがった制度が第2次大戦後にいっそう発達した形態で引き継がれていくことになったといえるのであろう。

注

- 1) 本稿では、地方財政調整制度を「同一水準の公共団体間における財政力格差を是正する機能を、なんらかのかたちで多かれ少なかれ含んだ制度」とした加藤栄一氏の定義にしたがっている。加藤栄一「ドイツにおける財政調整制度の成立」『現代資本主義と財政・金融、地方財政』（大内力編）、1976年、東京大学出版会、61-80ページ。ポーピッツはFinanzausgleichという用語の意味を、公共諸団体（ライヒ、州、市町村）間の財政関係の総体として把握していたが、これには同一水準の団体間の財政力格差是正（財政力の均衡化）の意味はなかった。また、当時のドイツでは、多くの識者がFinanzausgleichを政府間（公共団体間）財政関係の総体として把握していた。したがって、本稿では、ポーピッツの著書や論文などで出てくるFinanzausgleichを、とくに断りのない限り、政府間（ライヒ、州、市町村）財政関係と解釈している。この点については、Johannes Popitz, Der Finanzausgleich（以下、Popitz ①と略す）、in Handbuch der Finanzwissenschaft, hrsg. von Gerloff und Meisel, Bd 2, S. 338-343を参照。当時のドイツで使われていた用語のなかでは、地方財政調整や財政力の均衡化の意味に最も近い用語は、Lastenausgleichであったといえるだろう。実際、ポーピッツはLastenausgleichという用語を用いて同一水準の公共団体間の財政力の均衡化について、しばしば言及している。たとえば、「Lastenausgleichの形態は、生活力のある州の特別な苦境に際し、このような州のために特別な措置が講じられなければならないということである。それが、まったくライヒの費用によって行われるのか、それとも残りの諸州が連帯責任のなかで調整（財政力均衡化—横山）を自ら負うのかどうかは、さらに論究されなければならない問題である」と述べているのである。この点についてはJohannes Popitz, Finanzausgleichsprobleme（以下Popitz ②と略す）、1927, S. 27を参照。
- 2) この点については、主に伊東弘文『現代西ドイツ地方財政論』（以下、伊東①と略す）、1986年、文真堂、7-11ページ、31-45ページ。
- 3) 伊東①、7-11ページ、31-45ページ。
- 4) ポーピッツは1925年から1929年までライヒ大蔵省の次官となって、実質的にドイツ共和国の財政・租税政策を主導した。1929年に社会民主党のヒルファディング大蔵大臣の辞任と一緒に大蔵次官を辞した。1932年にパーベン内閣に入閣し、1933年のヒトラー政権誕生後はプロイセン州の大蔵大臣に任命された。その後、1944年7月のヒトラー暗殺未遂事件に関与した疑いで逮捕され、死刑の判決を受け、1945年2月に刑が執行された。この点については、伊東、10ページを参照。また、ディークマンは、ヒルファディング蔵相とポーピッツが辞任に至る経緯を、ライヒの厳しい財政状況や外債のとりあつかいをめぐる問題、各政党の政策対応、社会民主党内部の意見の相違（ヒルファディングと社会民主党の財政専門家であるカイルとの対立）などについて触れながら述べていて興味深い。この点については、Hildemarie Dieckmann, Johannes Popitz, Entwicklung und Wirksamkeit in der zeit der Weimarer Republik（以下、Dieckmannと略す）、1960, S. 78-97を参照。
- 5) Popitz ①, S. 375.
- 6) Albert Hensel（以下Henselと略す）、Lastenausgleich, in Vierteljahresschrift für Steuer- und Finanzrecht, hrsg. von Max Lion, 1929, S. 30.

- 7) Hensel, S. 31.
- 8) Hensel, S. 31.
- 9) Arnd Jessen, Der deutsche Finanzausgleich in Theorie und Praxis, in Vierteljahresschrift für Steuer- und Finanzrecht, hrsg. von Max Lion, 1932, S. 696-697.
- 10) 80%保障措置に関するポーピッツの主張は次の文献を参照。Johannes Popitz, Gegenwartsprobleme der Steuergesetzgebung und Steuerverwaltung (以下 Popitz ③と略す), in Vierteljahresschrift für Steuer- und Finanzrecht, hrsg. von Max Lion, 1927, S. 696-697.
- 11) 80%保障措置がもう少しで受けられる州がヘッセン州であった。
- 12) ヴァルデック州は1929年にプロイセン州に編入合併された。シャウムブルクリッペ州では州政府がプロイセン州との合併を模索したが、住民の反対が強く、また州議会でも否決されたために従来通りの独立州として存続した。
- 13) Popitz ②
- 14) Popitz ②, S. 28-29.
- 15) ライヒ譲与税をめぐる、最も強硬に州へのライヒ譲与税の参与を主張したのがバイエルン州であった。ライヒ政府はワイマール期を通じてバイエルン対策に苦慮した。連邦参議院での80%保障措置に関するバイエルンの強硬姿勢については、Franz Menges, Reichsreform und Finanzpolitik, 1971, S. 334-391. Hans Thierauf, Der Finanzausgleich in der Weimarer Republik, 1961, S. 148-185を参照。
- 16) Popitz ②, S. 28-29.
- 17) Popitz ②, S. 28-29.
- 18) Johannes Popitz, Der Finanzausgleich und seine Bedeutung für die Finanzlage des Reichs, der Länder und Gemeinden (以下, Popitz ④と略す), 1930.
- 19) Johannes Popitz, Der künftige Finanzausgleich zwischen Reich, Ländern und Gemeinden (以下, Popitz ⑤と略す), 1932. この『将来におけるライヒ, 州, 市町村間の財政調整』は、1931年につくられた政府間財政関係に関する研究調査委員会のメンバーだったポーピッツが個人の責任で提出した意見書で、約350ページにもものぼる大著であった。研究調査委員会は、研究者や市長(エッセン市長など)、郡長らで構成されていたが、研究調査委員会のほかのメンバーとポーピッツとの間で意見の開きが大きかったため、ポーピッツが個人の責任で出したものである。この点については、Dieckmann, S. 113を参照。
- 20) Popitz ④, S. 11-16. さらに、Popitz ④を簡潔明瞭に要約しているものとして、Hermann Elsner, Gemeindehaushalte, Konjunktur und Finanzausgleich (以下, Elsner と略す), 1978, S. 209-215を参照。
- 21) 資本家団体が中心になって地方公営企業への攻撃や批判が盛んに展開された。この点については、岡本友孝「国家独占資本主義と『冷たい社会化』——地方財政金融均制化をめぐる運動——」『経済学における理論, 歴史, 政策』(金子ハルオ・鶴田満彦・小野英祐・二瓶剛男編), 有斐閣, 1978を参照。
- 22) Popitz ④, S. 20-21. Elsner, S. 210-211.
- 23) この点については木下秀雄「ワイマールにおける公的扶助法の展開(2・完)」(以下, 木下と略す)『法学論叢』(京都大), 111巻4号, 1984, 92-96ページが、具体的な数値をあげて詳しく述べているので参照のこと。
- 24) 木下, 96-98ページ。
- 25) Dieckmann, S. 113-129.
- 26) なお、プロイセン州では営業税は市町村税となっていた。この点については Statistisches Reichsamt, Der Finanzausgleich im Deutschen Reich, Teil 2 (以下, Statistisches Reichsamt と略す), Einzelschriften zur Statistik des Deutschen Reichs, Nr 17. 1931, S. 41-42を参照のこと。
- 27) Konstantin Gutowski, Der interkommunale Lastenausgleich in Preußen, 1930, S. 37-46. また、横山純一「ワイマール期プロイセン州における地方財政調整の展開——ベルリン革新自治体と相対的保証制度」(以下, 横山と略す), 『開発論集』(北海学園大学開発研究所), 102号, 2018年9月を参照。

- 28) Statistisches Reichsamt, S. 49-52. Mabel Newcomer, Central and Local Finance in Germany and England, 1937, S. 318-333.
- 29) 注 27 の横山を参照。
- 30) Hensel の主張については, Dieckmann, S. 113.
- 31) Popitz ④.
- 32) Popitz ④, S. 9. S. 21-46, Elsner, S. 209-215.
- 33) Popitz ④, Elsner, S. 209-215 を参照。
- 34) Zuschußbedarf (経費純計) とは経費総計から公共団体間の収入・支出を差し引いたもの。
- 35) Dieckmann, S. 129.
- 36) Popitz ④, S. 43. Dieckmann, S. 115.
- 37) Dieckmann, S. 115.
- 38) 広範囲に周辺自治体を合併して, 大ベルリン市を建設したベルリン市の事例は代表的なものである。
- 39) Günther Gereke, Landgemeinde, in Volk und Reich der Deutschen Bd 2, S. 402-416.
- 40) Dieckmann, S. 113.
- 41) Lutz-Arwed Bentin, Johannes Popitz und Carl Schmitt (以下, Bentin と略す), 1972, S. 16-17.
- 42) Bentin, S. 16-17.
- 43) この点については Popitz ⑤, S. 331-339 を参照。また, Bentin, S. 15, S. 21-22 も参照のこと。
- 44) Bentin, S. 20.
- 45) Dieckmann, S. 129.
- 46) この点については, 伊東弘文「ポーピッツとドイツ市町村財政論の転換」(以下, 伊東②と略す)『現代財政・税制論』(向山巖, 林健久, 宮島洋, 今井勝人編), 1986 年, 税務経理協会, 284 ページを参照。
- 47) Bentin, S. 20.
- 48) Hans Herzfeld, Demokratie und Selbstverwaltung in der Weimarer Epoche (以下, Herzfeld と略す), 1957. S. 21-22.
- 49) Herzfeld, S. 35.
- 50) バトッキー提案の詳細については, 横山純一「20 世紀初頭プロイセンの農村財政問題と地方財政調整の展開——オストプロイセン州の事例とバトッキー提案(1)」『札幌学院商経論集』(札幌学院大学) 第 3 巻 3 号, 1987 年 3 月。同「20 世紀初頭プロイセンの農村財政問題と地方財政調整の展開——オストプロイセン州の事例とバトッキー提案(2)」『札幌学院商経論集』(札幌学院大学) 第 5 巻 1 号, 1988 年 8 月を参照。